

入院のしあい

東京都足立区東和4-20-7
医療法人財団 ひこばえ会
セツルメント診療所
TEL 03(3605)7747

1. 入院の手続き

(1) 入院当日は、指定の日時まで1階受付へおこし下さい。

(2) 受付で提示または、提出していただくものは、次の通りです。

- ①医療保険証、各種医療証
公害医療証・難病医療証・介護保険証 等

**※健康保険証、各種医療証の変更があった場合は、
速やかに受付にお届け下さい。**

- ②入院申込書・保険外自費負担に関する同意書
記入して受付にお持ちください。

- ③入院保証金 20000円
入院申込書を添えて、受付にてお支払い下さい。
預かり証(領収書)を発行いたしますので、大切に保管して下さい。
退院時にご持参いただければ、引き換えに精算させていただきます。
※定期往診をしている方は、必要ありません。
※生活保護受給者の方は、必要ありません。

- ④診察券
診察券は、2F病棟の看護師にお預け下さい。

(3) 診療時間外、夜間緊急入院の場合は、翌日に入院手続きを行いません。

2. 入院時にお持ちいただくもの

- (1) 洗面道具・寝巻き・下着・スリッパ・ティッシュペーパー
バスタオル3枚・タオル3枚・電気カミソリ(男性)
ビニール袋
食事時に、はし・スプーン・コップが膳につきます。
必要な方は食事用エプロン・吸飲みをお持ち下さい

紙オムツは、当院で安価で提供しております。(料金表参照)
収納スペースが限られているので、持ち込みはご遠慮下さい。

※多額の現金や、貴金属等は、盗難、紛失防止の為、お持ちにならないで下さい。

3. 入院料のお支払いについて

- (1) 入院料の請求は、原則として毎月15日と、月末締めて、一週間前後で請求書をお届けします。その都度1F会計にてお支払い下さい。
定期往診をしている方は、原則として、往診代とまとめて月末締めてご請求させていただきます。
- (2) 短期入院の方の精算は、退院後2~3日中にご自宅にご連絡します。
退院時に精算を済ませたい方は、お早めに受付までお知らせ下さい。
- (3) 健康保険で定められた一部負担の他に、
雑費 1日 600円
請求させていただきます。
- (4) 入院時の食事については、1食 460円 を請求させていただきます。
区民税非課税世帯の方には、減額されます。

4. 医療・生活相談について

安心して療養していただく為、入院費の事、家庭の事 等、
お困りの事がありましたら、遠慮なく看護師にお申し出下さい。
医療ソーシャルワーカーが、ご相談に応じさせていただきます。

5. 面会について

面会時間

ご家族	全日	午前 8時 ~ 午後 8時
一般	平日	午後 1時 ~ 午後 8時
	日・祝日	午前 10時 ~ 午後 8時

- (1) 面会は、入院中の患者様の治療・安静の妨げにならないように定められた時間内に、短時間でお済ませ下さい。
- (2) 病状により、お断り、または、時間の制限をさせていただきます場合があります。
- (3) お子様連れの方、風邪をひいている方の面会は、なるべく御遠慮下さい。

7. 退院の手続きについて

- (1) 当日精算ができない場合があるため、後日1F会計にてお支払い下さい。
当診療所から自宅や施設に往診している方はまとめ請求となります。
- (2) 看護師にお声掛けいただき、退院して下さい。

8. その他の事項について

- (1) 医療事故を防ぐ為、患者様の手首に識別バンドを付けさせていただきます。
ご了承下さい。
- (2) 付き添い看護は、しておりません。あらかじめご了承下さい。
差額ベット料は頂いておりません。
諸事情により、部屋移動をお願いする場合があります。
病状などにより、不安などの強い患者様はご家族に付き添いをお願いする場合があります。
- (3) 診断書・傷病手当請求書・各種証明書・申請書 等、
必要書類のご依頼は、早めに受付までお申し出下さい。
- (4) 診療所職員に対する謝礼・贈り物は、かたくお断り申し上げます。
- (5) 患者様への電話は、原則としてお取次ぎできません。
1Fの公衆電話をご利用下さい。
患者様の依頼で、ご家族様等に電話した際には電話代10円請求いたします。
- (6) 電池で使用できる電気器具のみ、原則として許可します。
- (7) 洗濯は、ご家族の方をお願い致します。洗濯機使用時はヘルパーにお声掛けをお願い致します。また、コイン式乾燥機を備え付けてあります。
- (8) 防犯上、午後8時～午前5時まで施錠されています。
外に出られる方は、看護師に相談して下さい。

※警報が鳴るシステムになっています。
就寝午後9時、起床午前5時30分になっています。
- (9) 外出・外泊については、医師の許可が必要です。
医師の許可があれば、入浴ができます。
ヘルパーか看護師に声をかけて下さい。
- (10) その他、入院生活の詳細についてわからない事がありましたら、
看護師にお尋ね下さい。
退院時の忘れ物は、1週間保管後処分させていただきます。

- (11) 携帯電話の使用は、ご遠慮ください。
院内での充電はご相談ください。

【高齢者医証の方の入院に関する一部負担金について】

※医療費は、**1割、2割、3割負担**となります。
ただし、同一の医療機関での保険診療の負担額が、下記の図の自己負担額に達した時は、それ以上の負担は、ありません。

区分	自己負担限度額(1カ月あたり)	
現役並み所得者Ⅲ	252,600円+ (医療費-842,000) × 1%	多数該当140,100円
現役並み所得者Ⅱ	167,400円+ (医療費-558,000) × 1%	多数該当93,000円
現役並み所得者Ⅰ	80,100円+ (医療費-558,000) × 1%	多数該当44,000円
一般	57600円	
低所得者Ⅱ	24,600円	
低所得者Ⅰ	15,000円	

※減額対象となる方は、**申請が必要です。**
詳しくは、加入している医療保険の保険者（後期高齢者医療証は居住地の市区町村）までお問い合わせ下さい。

【入院時の食事についての負担額について】

※高齢者の方だけでなく、全ての方が対象です。

1食につき 460円

ただし、以下に該当する方の食事負担額は、異なります。

区分	食事負担額 1食につき
一般の方	460円
難病患者、小児慢性特定疾患患者の方（住民税非課税除く）	260円
住民税非課税世帯の方	210円
住民税非課税世帯の方で過去1年間の入院日数が90日超の方	160円
住民税非課税世帯に属しかつ所得が一定基準に満たない70歳以上の	100円

※対象となる方は、**申請が必要です。**詳しくは、加入している医療保険の保険者（後期高齢者医療証は、居住地の市区町村）までお問い合わせ下さい。

- ・患者様が支払った一部負担金等は、市町村から医療機関に支払われる診療報酬等から差し引かれる為、一部負担金等の変更によって医療機関の収入が変わるものではありません。
- ・入院の一部負担金または、食事についての負担額の減額を受ける場合、加入している医療保険の保険者（後期高齢者医療証は、居住地の市区町村）の発行する認定証を、保険者証等に添えて、医療機関の窓口へ提出して下さい。